

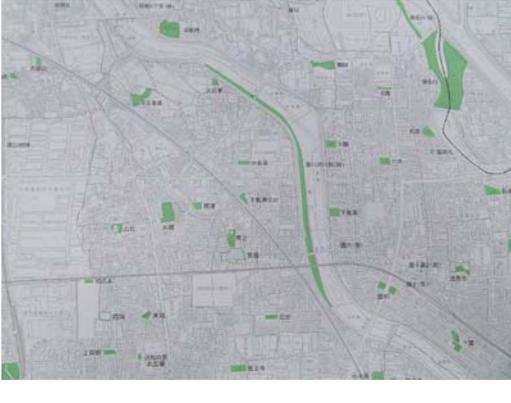
個別占用案件のカルテ（許可更新）

藻川河川敷公園（尼崎市）

番号		占用目的	藻川河川敷緑地	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	--	------	---------	------	-----	----	-------------------------

1. 施設の概要

(占有者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	テニスコート2面、園路		
占用面積	5,377.53㎡	付帯施設等	移動式便所2基、移動式ベンチ2基、注意看板10基、クズカゴ3基、車止め柵1対、テニスコート利用案内板2基他
許可の経緯	<当初許可> 昭和54年11月1日 <前回更新許可> 平成22年11月1日 <許可期限> 平成27年10月31日	利用者数	平成22年度: 804人 平成23年度: 942人 平成24年度: 729人
堤内地・堤外地	堤外地	団体数	平成25年度: 780人 平成26年度: 1008人
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 堤外地は「藻川河川敷緑地」として位置づけられている。 占用範囲と河川側との間は、雑草が生えている状態となっている。 右岸を占有しており、宮園橋の高架下から上流側にかけて当市が管理している藻川河川敷公園テニスコートがある。 隣接する堤内地は、両岸とも主に第一種中高層住居専用地域になっている。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 「総合計画」では、猪名川河川敷公園、藻川河川敷緑地は身近な自然や生態系がもたらす恩恵や、その破壊がもたらす影響を認識し生物多様性の保全を図ることを必要としている。 「緑の基本計画」では、猪名川、藻川は都市河川として比較的豊かな自然環境を有しているため、動植物の生息環境として重要な位置づけである。また、猪名川、藻川流域は都市の親水軸として、水辺空間の確保といった観点から重要な役割を果たしている。 地域防災計画では、災害時の市民の一時避難地及び大火災避難場所として機能する重要な施設と位置づけている。 		

その他 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 54 年 11 月 1 日に占用許可をいただいて以来、本市のスポーツ施設のひとつとして位置づけられており、地域住民のスポーツ活動の場としてテニスプレーヤー等に利用されている。 平成 22 年 4 月より、あまがさき環境オープンカレッジを開校し、市民団体とともに‘環境と共生するまち・あまがさき’を育てる人づくりを進める中で、魚とりやカヌー遊びなど取組が行われている。
-------------	---

番号		占用目的	藻川河川 敷緑地	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	--	------	-------------	------	-----	----	-------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性)	猪名川河川敷公園テニスコートの 2km ほど北東に位置する猪名川公園内に有料のテニスコートがある。					
	(必要性)	藻川河川敷緑地テニスコートは無料ということもあり、気軽にテニスを楽しむことができる貴重な場として市民に認知されているほか、スポーツを通じて市民の健康増進・余暇の充実に寄与している。					
管理状況	(施設管理)	<ul style="list-style-type: none"> 1 年間に行う雑草の除草について、占用区域については 4 回、管理区域については 3 回行われている。 移動式トイレの清掃について、一週間に月曜日から金曜日まで 5 回行われている。 					
	(不法占用)	<ul style="list-style-type: none"> コンテナの不法占有物あり。 					
	(維持管理計画)						
利用状況	(利用者・利用ルール)	<ul style="list-style-type: none"> 市内在住者を対象に、電話受付で使用の予約を行っている。 土日祝日は、ほぼ終日利用されている。 利用者数は各年度通じてある程度一定であることから、市民のスポーツに対する関心が高まっていること、地域住民間にテニスコートの存在が浸透していることが伺える。 藻川河川敷テニスコート・猪名川河川敷テニスコート、両者の利用者数に大きな差は無く、均等に利用されていることが伺える。 					
	(駐車場)	なし					
前回審議の 意見	別紙のとおり			前回審議 意見の対応			別紙のとおり

環境保全に向けて申請者の取り組み	(環境への配慮)
	(環境意識の啓発)
安全への配慮	

番号		占用目的	藻川河川敷公園	許可受者		場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	--	------	---------	------	--	----	-------------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容			変更後の占用内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所の範囲図			管理体制	

占有内容 変更による 河川環境への 影響			
占有内容変 更後における 環境保全に 向けて申請者 の取り組み			
その他 特記事項			

番号		占用目的	藻川河川 敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	--	------	-------------	------	-----	----	-------------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占有地は藻川下流部に位置し、水域は緩やかな流れとなっている。 ・河岸の植生は、セイタカアワダチソウ群落やクズ群落が広がるほか、センダンの群落がみられる。 ・鳥類では、重要種としてイソシギ(鳥類)、タシギ(鳥類)、オオヨシキリ(鳥類)、アオジ(鳥類)が確認されている。オオヨシキリは対岸のツルヨシ群落で確認されている。 ・公園内はグラウンドが広がるが、周辺はシバやギョウギシバの群落が広がっている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・占有地周辺に分布するツルヨシ群落などは、オオヨシキリ(鳥類)の重要な生息地になっている。 ・水際の裸地は、イソシギ(鳥類)やタシギ(鳥類)の生息環境として重要である。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離:約 10～50m ・右岸は、水際はまでセイタカアワダチソウ群落やクズ群落といった陸生群落が発達する。 ・左岸にはツルヨシ群落等の抽水植物群落が成立するほか、ワンド環境も広がっている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 2.3m

番号		占用目的		許可受者			
----	--	------	--	------	--	--	--

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

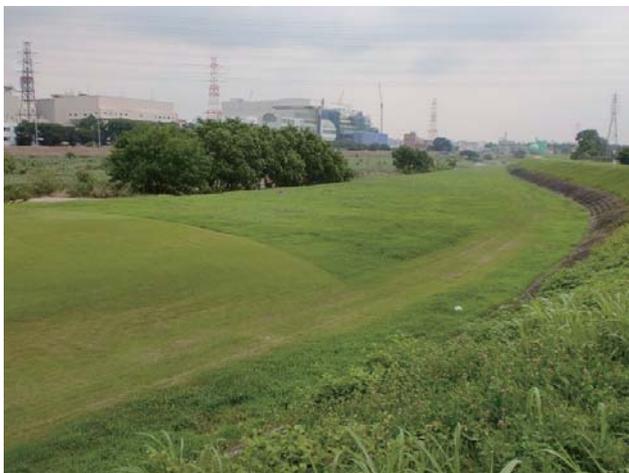
番号		占用目的	藻川河川 敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	--	------	-------------	------	-----	----	-------------------------

【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



① 占用区域全景(上流から下流を望む)(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

② 占用区域全景(下流から上流を望む)(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

番号		占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m~2.2k+55m
----	--	------	---------	------	-----	----	-------------------------

③テニスコート(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

④看板(占用標示板)(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑤看板(バーベキュー禁止)(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑥可搬式トイレ(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑦水際の植生(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑧水際の植生(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

■河川保全利用チェックリスト（藻川）／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価	
生物多様性の保全・再生	生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか ○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	低水護岸周辺はヨシ等大型抽水植物が多く、生物の生息域となっている	△	外来種(主に植生)対策に取り組みたい		
		横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか ○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	△			△	テニスコートの舗装部以外は草地として管理されており、連続性が確保されている	
		工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか ○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物がない	-			×	テニスコートの舗装が行われている	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか ○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	×	×		×	実施無し		
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか ○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	○	市民団体と協働であまがさ環境カレッジを開校	○	カルテ記載事項を確認した(環境保全に向けて申請者の取り組み)		

■河川保全利用チェックリスト（藻川）／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理 者	(説明欄)	委員会評価
利用形 態	川とのふ れあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自 然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	△		△	テニスコート以外 は草地として管理 されている	
	利用状況 の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、 季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	△	テニスコート利用 者のみ把握	○	毎月利用者数の 報告有り	
	利用上の ルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法 など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○		○	現地にて看板設 置は確認した	
	利用者へ の明示 C-4	利用に関するルール、注意事 項、緊急時の連絡先をわかり やすい場所に看板等で利用者 へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○		○	現地にて看板設 置は確認した	
	公共性の 担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用 に供することが可能で、申請者 や一部の利用者、団体だけに 限られる排他・独占的な利用は ないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○		○	カルテ記載事項 を確認した (利用状況)	
	利用方法 や管理体 制への配 慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の 河川利用者、近隣住民間に交 通事故やトラブルが生じないよ う、通行経路や利用方法、管理 体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無 配慮 一:駐車場はない	-		-		
	設置のた めの検討 の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合 は、出入時の動線、安全対策、 不法進入対策、管理体制、自然 環境への影響など、詳細な検討 をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現 在検討中 ×:検討が全く不足している、未 検討 一:設置の要望や計画がない	-		-		
川の利用と責任 C								
駐車場								

■河川保全利用チェックリスト（藻川）／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の 施設管理	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	○: 整備されている △: 一部整備、整備途上 ×: 整備されていない	○	占用者からのヒアリングで確認した ・公園維持課及び ・保護育成業務委託による管理	○		
	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○: 適正である △: 一部改正の余地がある、改正中 ×: 適正とはいえない、計画がない	○	保護育成業務委託契約を行っている	○	カルテ他から確認した (管理状況)	
不法占有	不法占有対策 D-3	利用者などが許可なく用具 収納コンテナなどの不法占有物件を持ち込まないよう、 <u>適正に管理しているか</u>	○: 適正管理されている ×: 不法占有の実態がある	×	不法占有物(コンテナ)あり	×	不法占有物件(コンテナ)が有る	

取り組み状況報告書 藻川河川敷緑地 (尼崎市)

【更新申請時：申請者用】

委員会の意見	取り組み (対応) 状況	備考
<p>管理区域の周辺には、オオブタクサなどが生育しているが、このような外来種については占用者に管理 (草刈り) をしていただきたい。</p>	<p>管理区域については、年間で法面3回、高水敷3~4回の除草を実施しているが、区域外については予算的な制約もあり実施できない状況であり、河川管理者と協議を行なっていきたい。</p>	
<p>外来種対策については、管理者だけでやろうと思ってもできない。流域住民も占用者も利用者もみなが協力しないと外来種対策はできないので、そのための積極的な対応をお願いしたい。</p>	<p>河川美化活動や川遊びイベントなど、市民団体が中心となって実施しており、これらの活動を通して市民啓発を行なっている。(あまがさき環境オープンカレッジ)</p>	
<p>いい川を感じることができ利用の仕方が大切であり、スポーツをする人にも、自分たちでよい景観や環境をつくる作業をしたことの満足を知ってもらえるような、工夫をしていただきたい。</p>	<p>具体的な取り組みには至っていない。</p>	
<p>環境保全への啓発や河川愛護活動では、行政側からは言いにくい部分があると思うので、市民団体からそういうところに働きかけをするようお願いしていただきたい。</p>	<p>河川美化活動や川遊びイベントなど、市民団体が中心となって実施しており、これらの活動を通して市民啓発を行なっている。(あまがさき環境オープンカレッジ)</p>	

<p>猪名川の川らしい利用のシンボルとしてチガヤ群落を増やしていくことや、そのことを市民につたえていくということを検討していただきたい。</p>	<p>現況のチガヤ群落の分布状況を調査した結果、堤防法面部分に多く分布していた。安全面から堤防法面の草丈を抑える必要があるため、刈り取りは実施せざるを得ず、チガヤ群落を増やすことは難しいが、定期的に刈り込むことで外来種の生育もある程度抑制することができると思われ、現状の維持には一定の効果が期待できるのではないか。</p>
<p>生物多様性保全の視点をもった管理が重要で、植生の管理では、オギ群落、ススキ群落、チガヤ群落など目標の植生を決めて、その植生に向けて外来種対策をしていくようにお願いしたい。植物の刈取頻度や刈取の対象箇所は在来種の保全なども考慮して検討されたい。</p>	<p>植生管理の目標については、猪名川流域全体の植生のあり方等についての考え方を踏まえる必要があることから、河川管理者と充分協議の上、目標設定をしていきたい。現況のオギ群落、ススキ群落、チガヤ群落などの分布状況を把握するための調査を実施したが、オギ群落、ススキ群落は管理区域外の低水敷に多く分布しており、予算的な制約により積極的な取り組みは難しい。</p>
<p>運動公園として利用するところは運動公園として利用して、そうでないところはできる限り川らしい環境をもった公園として使うなどの使い分けができないか検討していただきたい。</p>	<p>テニスコートとして利用しているスペース以外は、基本的に草地管理としており、一定の使い分けはできていると考えている。また、河川占用区域外（主に左岸）でヒメボタルの観察や魚とりなどの川遊び活動が実施されている。</p>
<p>自然環境とのふれあい、再生が実施しやすい場の特性を活かした川らしい川づくりをするのに、自治体や行政、市民も一緒になってやっていくことができるように工夫していただきたい。</p>	<p>平成22年度4月より「あまがさき環境オープンカレッジ」を開校し、市民団体とともに、「環境と共生するまち・あまがさき」を育てる人づくりを進める取り組みが行なわれている。</p>

<p>テニスコート等の利用についても、川らしい利用に近づけるように工夫していただきたい。</p>	<p>藻川河川敷緑地のテニスコートは、無料で利用できるスポーツ施設として、広く市民に親しまれ健康増進・余暇の充実に寄与しており、代替施設の確保も困難であることや、河川敷緑地全体に占める割合も小さいことから、現在は機能転換を考えていない。</p>	
<p>テニスコート周りの緑地に関しても、是非積極的に援助・関与して頂きたい。</p>	<p>テニスコート以外の区域で川らしい利用がされており、一定の住み分けができていくことから、テニスコート周辺の緑地管理方法の変更は考えていませんが、今後テニスコート利用者に対し、川の自然とふれあうイベントのPRなど考えています。</p>	<p>H24 年度中間報告時 (H25.2.15 委員会) の指摘事項</p>

個別占用案件のカルテ（許可更新）

猪名川河川敷公園（尼崎市）

番号		占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	--	------	----------	------	-----	----	--

+

1. 施設の概要

(占有者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	テニスコート2面、プレイスカルプチャー、園路		
占用面積	17,740.21㎡	付帯施設等	移動式便所1基、移動式ベンチ1基、注意看板11基、クズカゴ3基、車止め柵1対、囲いポール4本、テニスコート利用案内板2基他
許可の経緯	<当初許可> 昭和54年12月1日 <前回更新許可> 平成22年11月1日 <許可期限> 平成27年10月31日	利用者数 ・ 団体数	平成22年度: 1182人 平成23年度: 1410人 平成24年度: 975人 平成25年度: 1074人 平成26年度: 741人
堤内地・堤外地	堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤外地は「猪名川河川敷公園」として位置づけられている。 ・ 占用範囲と河川側との間は、雑草が生えている状態となっている ・ 上流側に伊丹市が占有している猪名川河川敷緑地が位置しており、下流側に当市が占有を受けている猪名川河川敷公園が隣接している。 ・ 左岸と右岸を占有しており、猪名川橋上流の左岸側に猪名川河川敷公園田能テニスコートが、右岸側に園路、プレイスカルプチャー、トイレなどがある。 ・ 隣接する堤内地は、右岸側が堤防を挟んで第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域になっている。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画では、猪名川河川敷公園、藻川河川敷緑地は身近な自然や生態系がもたらす恩恵や、その破壊がもたらす影響を認識し生物多様性の保全を図ることを必要としている。 ・ 緑の基本計画では、猪名川、藻川は都市河川として比較的豊かな自然環境を有しているため、動植物の生息環境として重要な位置づけである。また、猪名川、藻川流域は都市の親水軸として、水辺空間の確保といった観点から重要な役割を果たしている。 ・ 地域防災計画では、災害時の市民の重要な一時避難地として機能する重要な施設と位置づけている。 		

その他 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 54 年 12 月 1 日に占用許可をいただいて以来、本市のスポーツ施設のひとつとして位置づけられており、地域住民のスポーツ活動の場としてテニスプレーヤー等に利用されている。 平成 22 年 4 月より、あまがさき環境オープンカレッジを開校し、市民団体とともに‘環境と共生するまち・あまがさき’を育てる人づくりを進める中で、魚とりやカヌー遊びなど取組が行われている。
-------------	---

番号		占用目的	猪名川河 川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	--	------	--------------	------	-----	----	--

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 猪名川河川敷公園テニスコートの 2km ほど北東に位置する猪名川公園内に有料のテニスコートがある。						
	(必要性) 猪名川河川敷公園テニスコートは無料ということもあり、気軽にテニスを楽しむことができる貴重な場として市民に認知されているほか、スポーツを通じて市民の健康増進・余暇の充実に寄与している。						
管理状況	(施設管理) <ul style="list-style-type: none"> 1 年間に行う雑草の除草について、占用区域については 4 回、管理区域については 3 回行われている。 移動式トイレの清掃について、一週間に月曜日から金曜日まで 5 回行われている。 						
	(不法占用) <ul style="list-style-type: none"> 不法占有物はなし。 						
	(維持管理計画)						
利用状況	(利用者・利用ルール) <ul style="list-style-type: none"> 市内在住者を対象に、電話受付で使用の予約を行っている。 土日祝日は、ほぼ終日利用されている。 利用者数は各年度通じてある程度一定であることから、市民のスポーツに対する関心が高まっていること、地域住民間にテニスコートの存在が浸透していることが伺える。 藻川河川敷テニスコート・猪名川河川敷テニスコート、両者の利用者数に大きな差は無く、均等に利用されていることが伺える。 						
	(駐車場) なし						
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり				

環境保全に向けて申請者の取り組み	(環境への配慮)
	(環境意識の啓発)
安全への配慮	

番号	占用目的	番号	許可受者	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	------	----	------	----	--

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容		変更後の占用内容
変更要望の内容		
内容変更の必要性		
変更の規模	m ²	
変更場所の範囲図		管理体制

占有内容 変更による 河川環境への 影響			
占有内容変 更後における 環境保全に 向けて申請者 の取り組み			
その他 特記事項			

番号		占用目的	猪名川河 川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4. 4k-50m～4. 8k-80m 猪名川右岸 4. 0k+55m～4. 4k+60m
----	--	------	--------------	------	-----	----	--

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占有地は猪名川下流部に位置し、低水路には砂州が発達する。砂洲には一年生草本の群落が見られる。 ・河岸には、セイタカアワダチソウ群落やセイタカヨシ群落が分布する。 ・鳥類では河川敷草地においてキジ、ヒバリ、オオヨシキリ、カワラヒワ、スズメ等が、水辺や水域ではカワウやダイサギ等のサギ類、カルガモ、コチドリ、カワセミが確認されている。 ・昆虫類では、草地を主要な生息環境とした種が多く、河川敷草地でカスミカメムシ類、シジミチョウ類、シロチョウ類、テントウムシ類等が多くみられる。また、水辺ではセスジイトトンボやアオモンイトトンボ、ギンヤンマ、シオカラトンボ等のトンボ類が確認されている。 ・魚類では、生活型別には純淡水魚が多いが、通し回遊魚のアユ、スミウキゴリ、ウキゴリ、汽水海水魚のボラも確認されている。 ・重要種としては、カワセミ(鳥類)、シルビアシジミ(昆虫)、アキアカネ(昆虫)が確認されている。 ・水域には、ウキゴリ、ミナミメダカ、アブラハヤといった魚類、ホンサナエ、モノアラガイといった底生動物の重要種も確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・占有地周辺に分布する堤防から高水敷の草地は、シルビアシジミの重要な生息地になっている。 ・水辺はワンド、細流がみられ、ウキゴリ、ミナミメダカ、アブラハヤといった重要な魚類の生息環境として重要である。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離:約 5～50m ・左岸は護岸で整備されているが、水際にはワンド環境も広がっている。 ・右岸には砂州が発達し、水際に一年生草本の群落が広がっている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 2.6m

番号		占用目的	猪名川河 川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	--	------	--------------	------	-----	----	--

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号		占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	--	------	----------	------	-----	----	--

【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



----- : 占用区域 境界



----- : 占用区域 境界

① 占用区域全景(上流から下流を望む)(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

② 占用区域全景(下流から上流を望む)(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

番号		占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m~4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m~4.4k+60m
----	--	------	----------	------	-----	----	--

③テニスコート(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

④看板(占用標示板)(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑤水際の植生(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑥水際の植生(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑦占用区域全景(上流から下流を望む)(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑧占用区域全景(下流から上流を望む)(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

番号		占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	--	------	----------	------	-----	----	--

⑨広場(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑩看板(ゴルフ禁止)(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑪水際の植生(右岸)

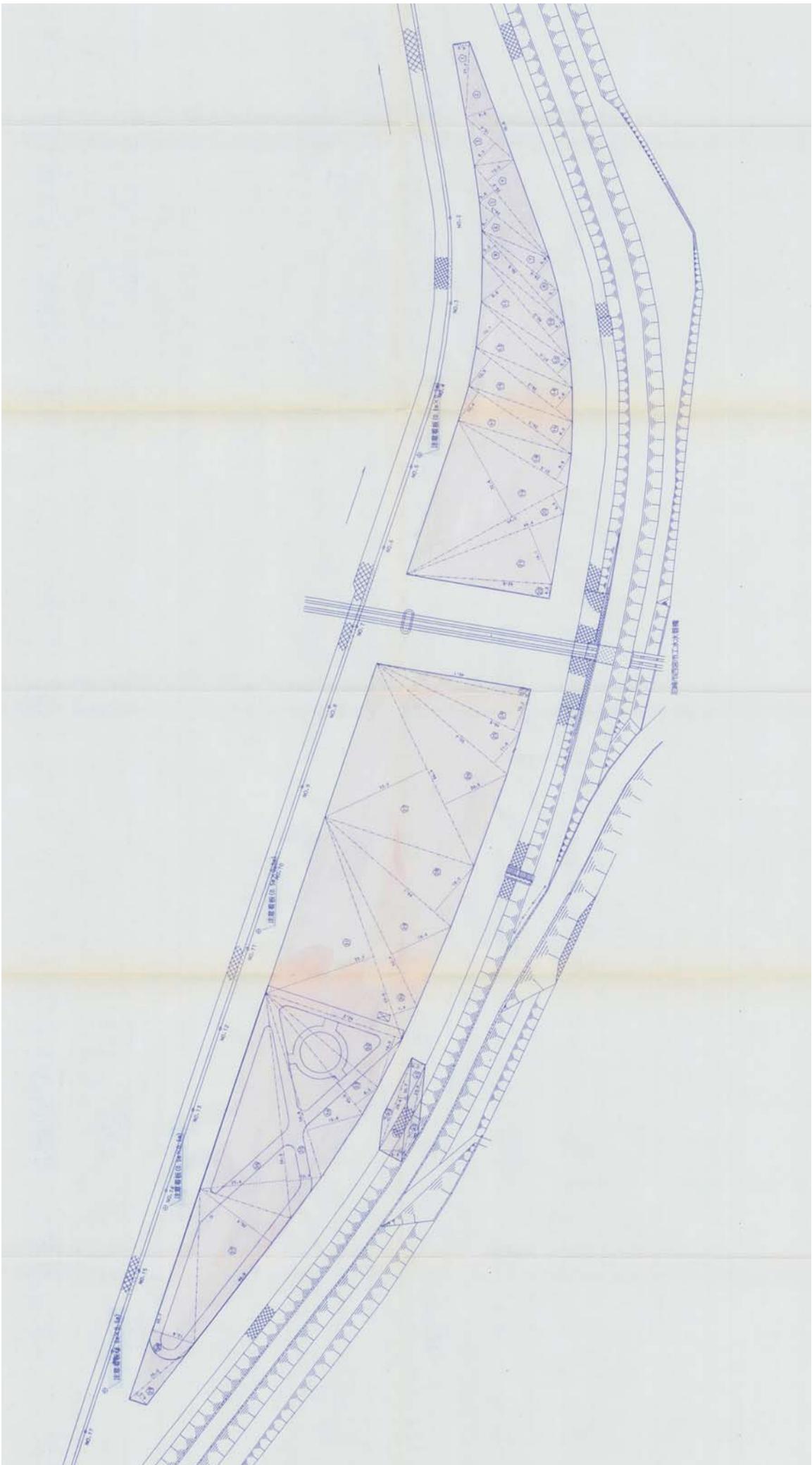


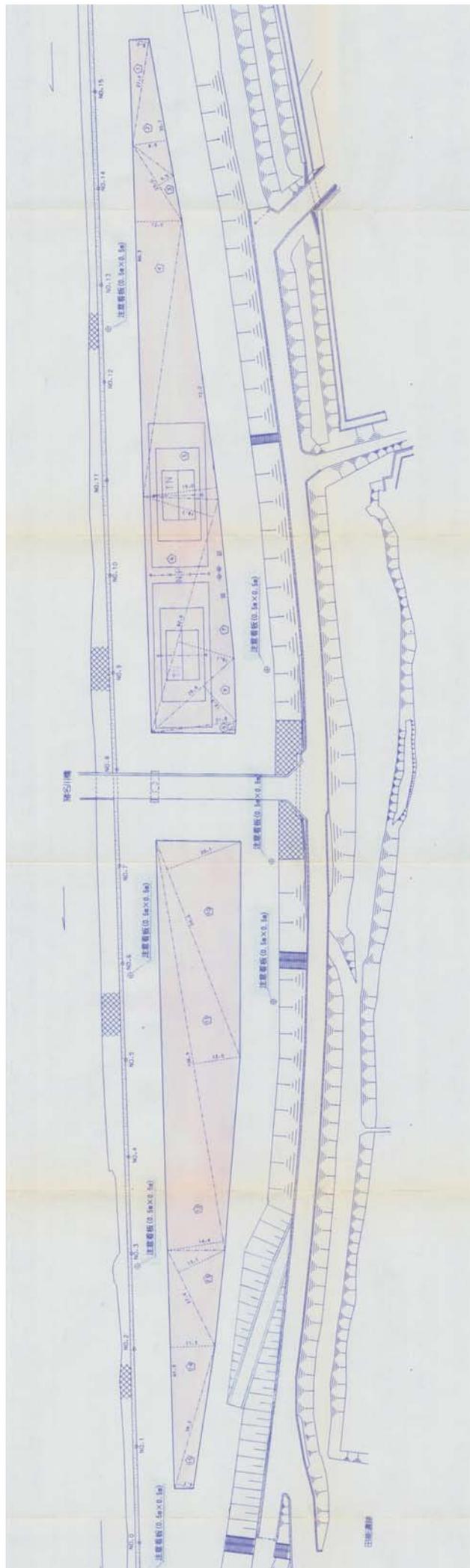
平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑫水際の植生(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影





■河川保全利用チェックリスト（猪名川）／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者 (説明欄)	委員会評価
生物多様性の保全・再生	生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか ○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	低水護岸周辺はヨシ等大型抽水植物が多く、生物の生息域となっている	外来種(主に植生)対策に取り組みたい	
		横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか ○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	△		テニスコートの舗装部以外は草地として管理されており、連続性が確保されている	
		工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか ○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物がない	-		テニスコートの舗装が行われている	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか ○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	×	×		実施無し	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか ○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	○	市民団体と協働であまがさ環境カレッジを開校	カルテ記載事項を確認した(環境保全に向けて申請者の取り組み)	

■河川保全利用チェックリスト（猪名川）／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理 者	(説明欄)	委員会評価	
川の利用と責任 C	利用形 態	川とのふ れあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自 然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	△	△	テニスコート以外 は草地として管理 されている		
		利用状況 の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、 季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	△	○	テニスコート利用 者のみ把握	毎月利用者数の 報告有り	
	利用者・ 利用ル ル	利用上の ルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法 など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	○	○	現地にて看板設 置は確認した	
		利用者へ の明示 C-4	利用に関するルール、注意事 項、緊急時の連絡先をわかり やすい場所に看板等で利用者 へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○	○	○	現地にて看板設 置は確認した	
		公共性の 担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用 に供することが可能で、申請者 や一部の利用者、団体だけに 限られる排他・独占的な利用は ないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	○	○	カルテ記載事項 を確認した (利用状況)	
	駐車場	利用方法 や管理体 制への配 慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の 河川利用者、近隣住民間に交 通事故やトラブルが生じないよ う、通行経路や利用方法、管理 体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無 配慮 一:駐車場はない	-	-	-		
		設置のた めの検討 の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合 は、出入時の動線、安全対策、 不法進入対策、管理体制、自然 環境への影響など、詳細な検討 をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現 在検討中 ×:検討が全く不足している、未 検討 一:設置の要望や計画がない	-	-	-		

■河川保全利用チェックリスト（猪名川）／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	河川管理者 (説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	○: 整備されている △: 一部整備、整備途上 ×: 整備されていない	○	○	占用者からのヒアリングで確認した ・公園維持課及び ・保護育成業務委託による管理
	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○: 適正である △: 一部改正の余地がある、改正中 ×: 適正とはいえない、計画がない	○	○	カルテ他から確認した (管理状況)
不法占有	不法占有対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○: 適正管理されている ×: 不法占有の実態がある	○	○	現地の状況から適正管理されている

取り組み状況報告書 猪名川河川敷公園（尼崎市）

【更新申請時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
<p>管理区域の周辺には、オオブタクサなどが生育しているが、このような外来種については占用者に管理（草刈り）をしていただきたい。</p> <p>外来種対策については、管理者だけでやろうと思ってもできない。流域住民も占用者も利用者もみなが協力しないと外来種対策はできないので、そのための積極的な対応をお願いしたい。</p> <p>いい川を感じることもができる利用の仕方が大切であり、スポーツをする人にも、自分たちでよい景観や環境をつくる作業をしたことの満足を知ってもらえるような、工夫をしていただきたい。</p> <p>環境保全への啓発や河川愛護活動では、行政側からは言いにくい部分があると思うので、市民団体からそういうところに働きかけをするようお願いしていただきたい。</p>	<p>管理区域については、年間で法面3回、高水敷3～4回の除草を実施しているが、区域外については予算的な制約もあり実施できない状況であり、河川管理者と協議を行なっていきたい。</p> <p>河川美化活動や川遊びイベントなど、市民団体が中心となつて実施しており、これらの活動を通して市民啓発を行なっている。（あまがさき環境オープンカレッジ）</p> <p>具体的な取り組みには至っていない。</p> <p>河川美化活動や川遊びイベントなど、市民団体が中心となつて実施しており、これらの活動を通して市民啓発を行なっている。（あまがさき環境オープンカレッジ）</p>	

<p>猪名川の川らしい利用のシンボルとしてチガヤ群落を増やしていくことや、そのことを市民につたえていくということを検討していただきたい。</p>	<p>現況のチガヤ群落の分布状況を調査した結果、堤防法面部分に多く分布していた。今後の刈取において試行的に一部を残すなど、チガヤ群落保全に向けた取り組みを検討する。</p>	
<p>生物多様性保全の視点をもった管理が重要で、植生の管理では、オギ群落、ススキ群落、チガヤ群落など目標の植生を決めて、その植生に向けて外来種対策をしていくようにお願いしたい。植物の刈取頻度や刈取の対象箇所は在来種の保全なども考慮して検討されたい。</p>	<p>植生管理の目標については、猪名川流域全体の植生のあり方等についての考え方を踏まえる必要があることから、河川管理者と充分協議の上、目標設定をしていきたい。現況のオギ群落、ススキ群落、チガヤ群落などの分布状況を把握するための調査を実施したが、オギ群落、ススキ群落は管理区域外の低水敷に多く分布しており、予算的な制約により積極的な取り組みは難しい。</p>	
<p>運動公園として利用するところは運動公園として利用して、そうでないところはできる限り川らしい環境をもった公園として使うなどの使い分けができないか検討していただきたい。</p>	<p>テニスコートとして利用しているスペース以外は、基本的に草地管理としており、一定の使い分けはできていると考えている。また、河川占用区域外でヒメボタルの観察や魚とりなどの川遊び活動が実施されている。</p>	
<p>自然環境とのふれあい、再生が実施しやすい場の特徴を活かした川らしい川づくりをするのに、自治体や行政、市民も一緒にやっていくことができるように工夫していただきたい。</p>	<p>平成22年度4月より「あまがさき環境オープンカレッジ」を開校し、市民団体とともに、「環境と共生するまち・あまがさき」を育てる人づくりを進める取り組みが行なわれている。</p>	
<p>テニスコート等の利用についても、川らしい利用に近づけるように工夫していただきたい。</p>	<p>猪名川河川敷公園のテニスコートは、無料で利用できるスポーツ施設として、広く市民に親しまれ健康増進・余暇の充実に寄与しており、代替施設の確保も困難であることや、河川敷公園全体に占める割合も小さいことが</p>	

<p>グラウンド周りの草刈りについては、草は袋詰めにし処理する等、自然にやさしい処理方法を進めて頂きたい。</p>	<p>ら、現在は機能転換を考えていない。</p>	
<p>テニスコート周りの緑地に関しても、是非積極的に援助・関与して頂きたい。</p>	<p>前回御指摘のあった、野球場利用者による刈り取り草の投棄問題につきましましては、利用者を特定し、低水路への投棄をやめるよう指導しました。</p>	<p>H24 年度中間報告時 (H25.2.15 委員会) の指摘事項</p>
	<p>テニスコート以外の区域で川らしい利用がされており、一定の住み分けができていることから、テニスコート周辺の緑地管理方法の変更は考えていませんが、今後テニスコート利用者に対し、川の自然とふれあうイベントのPR など考えています。</p>	<p>H24 年度中間報告時 (H25.2.15 委員会) の指摘事項</p>

個別占用案件のカルテ（許可更新）

猪名川河川敷緑地（伊丹市）

番号		占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m~6.0k-54m
----	--	------	----	------	-----	----	----------------------

1. 施設の概要

(占有者作成)

位置図		現況写真	 <p>下流側からの全景(神津大橋より上流部)</p> <p>上流側からの全景(神津大橋より下流部)</p>
現在の利用形態	園路・植栽等		
占用面積	17,038.75 m ²	付帯施設等	疑石縁石 2,095m, 雑石積縁石 953m 園路舗装 3,485 m ² , 坂路 1箇所, 可搬式ベンチ 18基, 低木 2,464本
許可の経緯	<当初許可> 平成4年10月16日 <前回更新許可> 平成22年12月20日 <許可期限> 平成27年9月30日	利用者数	・
堤内地・堤外地	堤内地・堤外地	団体数	
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・占用区域は、猪名川河川敷緑地(都市緑地)として位置づけられている。 ・占用区域と河川側との間は張芝および低水護岸が整備されている。 ・上流側(北部)は神津運動広場として河川敷を占用しており、下流側(南部)は河川管理者による緑道が整備されている。また、神津大橋(市道29号線)が架かっており、伊丹市道路管理者が別途占用許可を受けているため、一部当占用区域が分断されている。 ・隣接する堤内地は、堤防をはさんで工業地域となっており、一部に神津小学校がある。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画では、「猪名川等を公園整備に加えてこれらを活かし、水と緑のネットワークを形成(公園緑地の整備)する。市民が水に親しめる空間を整備する。河川敷などに生涯スポーツの場、レクリエーションの場を整備する。」としている。 ・みどりの基本計画では、「公園緑地、河川や水路、街路樹などにより、水と緑のネットワークを形成する。猪名川では生き物の生息環境として、河川の自然環境の保全に努めることともに、自然と触れ合える場所として整備する。」としている。 ・地域防災計画では、1次避難所として位置づけている。 		
その他特記事項			

番号		占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m~6.0k-54m
----	--	------	----	------	-----	----	----------------------

2. 施設の現状

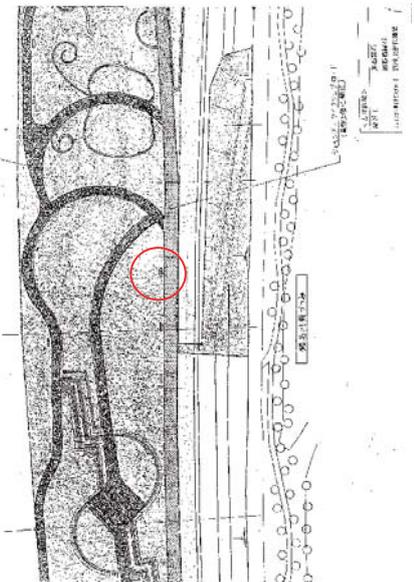
(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 堤内地には類似施設はない。		
	(必要性) 整備当初のみどりのマスタープランに基づく都市緑地として位置づけ、市街地における公園面積の不足を補ってきた経緯がある。伊丹市は、山や海もなく、新たな公園整備も困難であることから、今後も引き続き、その必要性が高いと認識している。		
管理状況	(施設管理) <ul style="list-style-type: none"> ・毎週 2 回、占用者により園内清掃作業を行っている。 ・毎年 4 回、占用者により芝刈り及び除草作業を行っている。 ・毎年 7 月に河川一斉清掃の一環としてこの場所の除草作業、ゴミ集めを地域住民及び企業と共に実施している。 ・毎年 1 回、植栽されている低木の剪定を実施している。 		
	(不法占用) 無		
	(維持管理計画) 一年を通して、定期的に清掃及び草刈りを行い、清潔に保つことに留意している。		
利用状況	(利用者・利用ルール) <ul style="list-style-type: none"> ・無料開放施設であることから詳細の利用人数は把握できていない。 ・隣接する神津大橋上流左岸堤防天端は、猪名川桜づつみ回廊モデル整備事業によりソメイヨシノが植栽されていることから桜の開花時期には多数の来園者で賑わう。 ・毎年 8 月に「いたみ花火大会」を実施(主催:伊丹市・いたみ花火大会実行委員会)。当区域は、仮設トイレ・救護所・大会副本部・消防副本部の設置個所となっている。 		
	(駐車場) 無		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	(環境への配慮) <ul style="list-style-type: none"> ・毎週 2 回、占用者により園内清掃作業を行っている。 		
	(環境意識の啓発) <ul style="list-style-type: none"> ・毎年 7 月に河川一斉清掃の一環として除草作業、ゴミ集めを行政の他、地域住民、事業者が共同で実施し、環境美化の意識高揚に取り組んでいる。 ・河川の自然植生の管理に努めているところである。 		
安全への配 慮	広場としての利用であり、施設利用者には安全対策などの特段の配慮は行っていない。		

番号		占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m～6.0k-54m
----	--	------	----	------	-----	----	----------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容	ベンチ設置数 19 基	⇒	変更後の 占用内容	ベンチ設置数 18 基
変更要望の内容	ベンチの老朽化により、撤去を行った。			
内容変更の必要性	無			
変更の規模	無			
変更場所の範囲図			管理体制	
占用内容変更による河川環境への影響				
占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み				
その他特記事項				

番号		占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m～6.0k-54m
----	--	------	----	------	-----	----	----------------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占有地は猪名川と藻川の合流部に位置し、低水路には砂州が発達するため、ワンドや瀬・淵が複雑にみられる。 ・河岸には護岸が整備されているが、水際にはツルヨシ群落がみられる。またやや立地の高いところにはオギ群落やセイタカヨシ群落が発達する。 ・鳥類は、河川敷草地ではヒバリ、オオヨシキリ、カワラヒワ、スズメ等が確認されているほか、水辺や水域ではカワウやアマサギ等のサギ類、カルガモ、コチドリ、キアシシギが確認されている。 ・昆虫類は、草地を主要な生息環境とした種が多く、河川敷草地ではヨコバイ類、カスミカメムシ類、シジミチョウ類、ハナアブ類、テントウムシ類、ハバチ類等が多く、特に秋季調査時にはコオロギ類やバッタ類が多く確認されている。また、水辺ではセスジイトンボやアオモンイトンボ、シオカラトンボ等のトンボ類が確認されている。 ・魚類は、生活型別には純淡水魚が多いが、通し回遊魚のアユ・ウキゴリも確認されている。 ・このうち重要種としては、イソシギ(鳥類)、イカルチドリ(鳥類)、コチドリ(鳥類)、オオヨシキリ(鳥類)、シルビアシジミ(昆虫)、キアシハナダカバチモドキ(昆虫)が確認されている。また水域には、ニホンウナギ、ミナメダカ、コウライモロコといった魚類の重要種も確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・占有地周辺に分布する堤防から高水敷の草地は、シルビアシジミの重要な生息地になっている。 ・低水路の砂洲は、イソシギ、コチドリ、イカルチドリといったシギ・チドリ類の重要な生息地となっている。 ・水辺のワンドや細流は、ミナメダカ、コウライモロコといった重要な魚類の生息環境として重要である。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離:約 5～50m ・左岸・右岸共に、護岸で整備されているが、水際にはワンド環境も広がっている。 ・水際には一年生草本の群落が広がっている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 2.6m

番号		占用目的		許可受者			
----	--	------	--	------	--	--	--

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号		占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	猪名川左岸 5.6k-80m～6.0k-54m
----	--	------	----	------	-----	----	-------------------------

【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



----- : 占用区域 境界

① 占用区域全景(上流から下流を望む)(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

② 占用区域全景(下流から上流を望む)(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

番号		占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	猪名川左岸 5.6k-80m~6.0k-54m
----	--	------	----	------	-----	----	-------------------------

③ベンチ(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

④高水敷の植生(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑤水際の植生(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

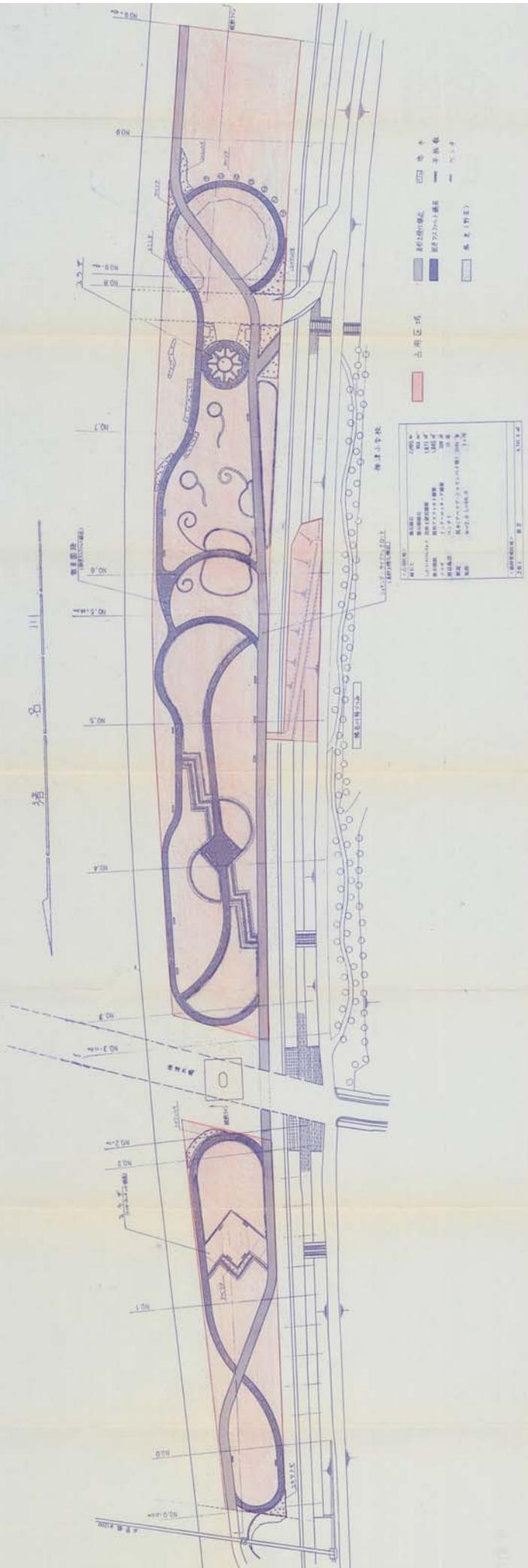
⑥水際の植生(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

平面图 比例 1:500

名 塘 川



河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性の保全・再生	生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	草地広場であり、河川の自然環境をそのまま保全されている	△	河川として望ましい植生を検討されたい	
		横断方向の連続性 A-2	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	○	草地広場であり、横断方向の生態系の連続性は確保されている	△	園路等の舗装部以外は草地として管理されており、連続性が確保されている	
		工作物への配慮 A-3	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物がない	×	生物多様性に配慮した構造にはなっていない	×	舗装自体の是非や構造変更について再検討された	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発 対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等を実施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	×	環境保全に関する看板は設置していない	×	実施無し	
		河川愛護活動 B-2	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	河川高水敷の草地広場として、自然環境保全に取り組んでいる	△	カルテ記載事項を確認した(環境保全に向けて申請者の取り組み)	

河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理 者	(説明欄)	委員会評価	
利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	○	低水護岸へのアプローチしやすい草地である	○	川(自然)とふれあう施設であり、十分な活用を図られたい		
		施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	×	自由利用であり、把握はしていない		利用者数を把握できるような施設ではない		
		利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	注意看板を設置している	○	現地にて看板設置は確認した		
	利用者・利用ルール	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	△	適宜、注意看板を設置している	△	現地にて看板設置は確認した(連絡先明示なし)	
			公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	独占的な利用はない	○	独占的な利用なし
	駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 一:駐車場はない	—	駐車場はない	—		
			設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 一:設置の要望や計画がない	—	駐車場の計画はない	—	
川の利用と責任 C									

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・話所等がある等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	現地には事務所等はないが、定期的なハットロールや利用者通報等で速やかに対応する体制をとっている	○	カルテ記載事項を確認した (管理状況)	
	管理計画 D-2	施設管理計画は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	施設は適正に管理されている	○	カルテ記載事項を確認した (管理状況)	
	不法占有 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○：適正管理されている ×：不法占有の実態がある	○	現在、不法占有物件はない	○	現地の状況から適正管理されている	

取り組み状況報告書 猪名川河川敷緑地(伊丹市)

【更新時:申請者用】

委員会の意見

取り組み(対応)状況

備考

<p>河川敷に望ましい植物を植えて、小学生の環境体験学習などに利用できるようになることも検討していただきたい。</p>	<p>河川敷に望ましい植物については、河川管理者や学識者の意見を参考に検討していきたい。 市民団体からは、猪名川のカワラナデシコの保全場所の要望があり、植え込みの一部を活用できないか検討中である。</p>	
<p>市民が水に親しめる整備をするとカルテには記載されているが、そのためには水辺に近づきやすくなるための取り組みや仕掛けが必要で、これは占用者だけではなく、河川管理者と連携して取り組んでいただきたい。</p>	<p>一部の区間については、河川管理者で水辺に近づける構造物に整備されており、今後も河川管理者の意向に沿った連携に取り組んでいきたい。</p>	
<p>生物多様性保全の視点をもった管理が重要で、河川敷の植物は、自然の遷移にまかせるのではなく、どのような植生が望ましいのか方向性を決めておくべき。チガヤ群落が望ましいと言われているので、堤防の望ましい植生としてチガヤを活かしていくということも考えていただきたい。</p>	<p>河川敷らしい植物としてチガヤはその主要な植物であり、植栽も検討したいが、生物多様性保全の視点からはその入手先を含め懸案があると考えており、河川管理者や委員会の意見を参考に今後検討していきたいと考えている。</p>	

<p>河川景観復活の目標として、チガヤ群落の再生を目標において、占有者と河川管理者が一緒に進めていくというようなことも検討していただきたい。</p>	<p>同上</p>	
<p>生態系に関する横断方向の連続性を復元するような、利用形態についても検討していただきたい。</p>	<p>生態系に関する横断方向の連続性の復元について、現在の利用形態が生態系に与える影響を具体的に指摘いただきたい。</p>	
<p>清掃活動や外来種対策にあたっては、利用者にも参加をよびかけるなどの取り組みを進められたい。</p>	<p>現在、7月の市内一斉清掃時に、周辺市民や事業者の協力を得て、清掃活動を行っているところである。外来種対策については、市民団体や河川管理者と協働し、市としてもできる範囲で取り組んでいきたい。</p>	
<p>伊丹市の生物多様性重点地域に、是非入れて頂いて、チガヤ群落の再生に取り組んで頂きたい。</p>	<p>生物多様性いたみ戦略では、市の管理権限が及ぶ箇所を生物多様性重点地域として選定する方向で進めているところである。本占用箇所については、高水敷の自然な草地として、年2回以上の草刈など管理を行っているところであり、今後もできるだけ自然な草地としての管理に努めていきたいと考えている。チガヤ群落の再生が必要な場合は、猪名川産チガヤの提供など、河川管理者のご協力もお願いしたい。</p>	<p>H24 年度中間報告時 (H25.2.15 委員会)の 指摘事項</p>
<p>地域住民や近隣の学生も取り組んで植生の見守り等行って頂ければ良くなるだろう。</p>	<p>現状では特に地域住民等の植生の見守りについて必要はないと考えているが、近くの小学校の自然環境学習の場として活用できるような取り組みについては、学校側と今年度中に検討していきたいと考えている。</p>	<p>H24 年度中間報告時 (H25.2.15 委員会)の 指摘事項</p>

<p>低水護岸などについて、物理的な横断方向の連続性を、管理者・占用者等、協力して少しでも回復するように取り組んで頂きたい。</p>	<p>本占用箇所から低水護岸への横断方向の連続性は一定確保されていると考えている。</p>	<p>H24 年度中間報告時 (H25.2.15 委員会)の 指摘事項</p>
--	---	---